

## 賃料等変更の手続き方法

### 注意事項

■賃料等増額は、以下の日付のいずれか遅い日を適用開始日とします。

①必要書類及び追加保証委託料を受領した日の属する月の当月1日。 ②現賃貸借契約の賃料等又は変動費の変更合意の効力が生じた日。

※ただし、集金代行サービスを利用しているときは、当月10日(10日が土日祝日の場合は前営業日)までに必要書類及び追加保証委託料を受領した場合は翌月1日を適用開始日とし、

当月10日(10日が土日祝日の場合は前営業日)より後に必要書類及び追加保証委託料を受領した場合は翌々月1日を適用開始日とします。

■万が一、必要書類及び追加保証委託料を当社が受領する前に未納が発生した場合は、賃料等増額は受付致しかねます。

■審査により、以下のご案内とは異なる場合がございます。ご契約ごとの必要書類や追加保証委託料につきましては、審査結果報告書をご確認ください。

変更内容	保証契約書の版数	申請時必要書類	追加保証委託料	保証契約書の作成	保証契約書ご提出時に必要な書類
固定費増額 ※税込みで10,000円以下の場合	2018年8月1日版以前	・賃貸借契約書(変更後) または覚書	—	必要	・保証サービスに関する重要事項 ・差入書(連帯保証) ※連帯保証人様がいる場合のみ。 ・連帯保証人様印鑑証明書原本 ※契約当初の実印と変わっている場合のみ。 ・契約法人の会社印鑑証明書原本 ※契約当初の実印と変わっている場合のみ。
	2018年11月1日版 ～ 2023年6月1日版	・賃貸借契約書(変更後) または覚書	—	—	—
固定費増額 ※税込みで10,000円を超過する場合 ※今まで増額した金額の累計が10,000円を超過する場合	2023年1月1日版以前	・賃貸借契約書(変更後) または覚書	必要	必要	・保証サービスに関する重要事項 ・差入書(連帯保証) ※連帯保証人様がいる場合のみ。 ・連帯保証人様印鑑証明書原本 ※契約当初の実印と変わっている場合のみ。 ・契約法人の会社印鑑証明書原本 ※契約当初の実印と変わっている場合のみ。
固定費増額(極度額を変更しない場合) ※極度額を「変更しない」をご選択された場合、月々の立替基準額は増額後の金額となりますが、原状回復費用・更新料等の立替算出基準額は増額前の金額となります。	2023年6月1日版以降	・賃貸借契約書(変更後) または覚書	—	—	—
固定費増額(極度額を変更する場合)		・賃貸借契約書(変更後) または覚書	必要	必要	・保証サービスに関する重要事項 ・差入書(連帯保証) ※連帯保証人様がいる場合のみ。 ・連帯保証人様印鑑証明書原本 ※契約当初の実印と変わっている場合のみ。 ・契約法人の会社印鑑証明書原本 ※契約当初の実印と変わっている場合のみ。
固定費増額 ※契約当初より発生している費用を追加する場合	全て	賃貸借契約書 (契約当初のもの)	必要	必要	・保証サービスに関する重要事項 ・差入書(連帯保証) ※連帯保証人様がいる場合のみ。 ・連帯保証人様印鑑証明書原本 ※契約当初の実印と変わっている場合のみ。 ・契約法人の会社印鑑証明書原本 ※契約当初の実印と変わっている場合のみ。
変動費上限額の追加・増額 ※2023年6月1日版以降の4C'sテナント保証・4C's高級賃貸保証の毎月の変動費は、賃料の2カ月分を上限として保証いたします。	2023年1月1日版以前	—	—	必要	・保証サービスに関する重要事項 ・差入書(連帯保証) ※連帯保証人様がいる場合のみ。 ・連帯保証人様印鑑証明書原本 ※契約当初の実印と変わっている場合のみ。 ・契約法人の会社印鑑証明書原本 ※契約当初の実印と変わっている場合のみ。

変更内容	保証契約書の版数	申請時必要書類	追加保証委託料	保証契約書の再作成	保証契約書ご提出時に必要な書類
賃料等の減額	全て	—	—	—	※契約内容変更申請をもとに変更いたします。

### 賃料等の減額における注意点

※敷金の減額は契約内容変更申請ではなく新規お申込みをお願いします。  
 ※集金代行利用中の一定期間の減額についてはWEBシステムより請求金額変更手続きを各月10日までをお願いします。  
 ※物件付随の駐車場のみを解約される場合は、駐車場使用料の減額として申請ください。